

# 令和8年度五所川原市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、家庭部門からの二酸化炭素排出量の削減を図るため、市内に住所を有する者が行う住宅用自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の導入に関する事業に要する経費について、令和8年度予算の範囲内において、令和8年度五所川原市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 国交付要綱 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和7年10月14日環地域事発第2510141号）をいう。
- (2) 国実施要領 国交付要綱第3条に掲げる事業に関して必要な細目等を定めた地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和7年10月14日環地域事発第2510141号）をいう。
- (3) 太陽光発電設備 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備をいう。
- (4) 蓄電池 充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）をいう。
- (5) 住宅 自己の居住の用に供する戸建ての家屋をいう。（ただし、借家等は除く）

## (補助対象経費及び補助金の額等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有し、かつ自らが居住する住宅（市外からの転入予定を含む）に住宅用太陽光発電設備及び住宅用蓄電池を設置する個人とする。ただし、市税に滞納がある場合は、交付の対象としない。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及びその他交付要件は、別表に定めるとおりとする。

3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和9年1月29日までに完了するものに限る。

（交付の申請等）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、令和8年12月28日までに、令和8年度五所川原市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、別表に定めるとおりとする。

3 補助対象者は、原則、交付決定前に事業着手してはならない。

4 補助金の交付決定前において、事前に事業着手しなければならないやむを得ない理由がある場合は、あらかじめ令和8年度五所川原市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金事前着手届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該事前着手は、令和8年4月1日以降に限るものとする。

5 第1項の申請の受付は、先着順に行うものとし、予算の範囲を超えたときは、受付を停止する。

（補助金の交付の決定）

第5条 市長は、補助金の交付を決定したときは、令和8年度五所川原市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 交付決定に条件を付した場合には、その条件を通知書に記載し、併せて申請者に通知するものとする。

（申請の取下げの期日）

第6条 補助金の交付の申請の取下げ期日は、前条の交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

（補助事業の変更）

第7条 補助対象者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、令和8年度五所川原市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金に係る事業変更承認申請書（様式第4号）に、当該変更等の内容を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請が適当であると認めるときは、令和8年度五所川原市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金変更等承認通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、同項の手続を要しないものとする。

（1）連絡先の変更

（2）その他市長が軽微な変更と認める事項

4 補助対象者は、軽微な変更をした場合には、軽微な変更届（様式第6号）により遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（補助事業の中止・廃止）

第8条 補助対象者は、補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、令和8年度五所川原市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金に係る事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請について承認すべきものと認めたときは、令和8年度五所川原市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金事業中止承認通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の実績報告は、補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合は、当該日）から起算して30日を経過した日又は令和9年1月29日のいずれか早い期日までに、令和8年度五所川原市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金実績報告書（様式第9号）に、別表に規定する添付書類を添えて行うものとする。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度五所川原市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第10号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第 11 条 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第 12 条 補助金の請求は、令和 8 年度五所川原市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金請求書（様式第 11 号）を市長に提出して行うものとする。

(決定の取消し等)

第 13 条 市長は、補助対象者が次に掲げる要件に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第 3 条第 1 項ただし書きに該当したとき。

(3) 国交付要綱、国実施要領及びこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに関わる部分に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金又は加算金を徴するものとする。

(代理申請者)

第 14 条 補助対象者は、第 4 条、第 7 条及び第 8 条の規定による申請並びに第 9 条による実績報告書の提出について、補助対象設備を販売・施工する者（以下「代理申請者」という。）に対し、当該手続きの代行を依頼することができる。

2 補助対象者は、代理申請者に手続きの代行を依頼する場合は、令和 8 年度五所川原市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金委任状（様式第 12 号）を市長に提出しなければならない。

3 代理申請者は、第 1 項の規定により依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとし、手続きの代行を通じて知り得た補助申請に関する情報は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の定めに従って取り扱うものとする。

4 市長は、代理申請者が偽りその他不正の手段により第 1 項の手続きを行った疑いのある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該代理申請者の名称及び不正の内容を公表し、手続きの代行を認めないことができる。

(記録の整備)

第 15 条 補助対象者は、次に掲げる書類を整理し、保管しなければならない。

- (1) 補助事業の状況
- (2) 補助事業の経費の収支
- (3) その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等

2 前項に規定する書類の保管期間は、令和 9 年 4 月 1 日から 5 年間とする。

3 前項の規定にかかわらず、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が 50 万円以上である場合の書類の保管期間は、第 17 条第 2 項に規定する期間とする。

(財産の保管)

第 16 条 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、財産管理台帳（様式第 13 号）その他関係書類を作成し、次条第 2 項に規定する期間整備保管しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 17 条 補助対象者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄（以下「処分」という。）してはならない。ただし、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定められている耐用年数とする。

3 補助対象者は、第 1 項の規定により市長の承認を受けようとする場合は、財産の処分を行おうとする日の 30 日前までに、令和 8 年度五所川原市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金財産処分承認申請書（様式第 14 号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の承認を受けた補助対象者が財産を処分した場合には、補助金の全部又は一部を市に返還させることができる。

(利用状況の報告)

第 18 条 補助対象者は、太陽光発電設備の利用状況（発電電力量、自家消費率及び売電量）について、12 ヶ月分を令和 8 年度五所川原市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金太陽光発電自家消費率報告書（様式第 15 号）により、市長に報告しなければならない。

(暴力団排除に関する制約及び同意)

第 19 条 補助対象者は、別紙「暴力団排除等に関する誓約及び同意事項」について補助金の交付の申請前に確認し、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(補則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 9 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

暴力団排除等に関する誓約及び同意事項

補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記の内容について誓約及び同意いたします。この誓約及び同意が虚偽であり、又はこの誓約及び同意に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。））、又は組合等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではありません。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していません。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいる中小企業者、風営法第3条第1項の風俗営業の許可を受けているもののうち、公序良俗に反するなど社会的批判を受けるおそれのあるものに該当しません。
- (6) 住民税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納はありません。
- (7) 本補助金の申請内容全てに虚偽はありません。また、過去に補助金等の不正使用等事案がありません。
- (8) 同一内容で国・県・市町村等から助成を受けていません。
- (9) 補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金の受給者立ち合いのもと事業に係る取引先（委託先、外注（請負）先以降を含む）や補助金の受給者に対し現地調査等を実施することに同意します。
- (10) 指導・助言を行う専門家等に対し、ヒアリングや現地調査を行うことがあることに同意します。